

委員会の民主的運営を要望する陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第 113 号

受理年月日 平成 24 年 10 月 16 日

付託年月日 平成 24 年 10 月 26 日 (建設委員会)

付託替え年月日 平成 25 年 6 月 24 日 (議会運営委員会)

陳情者
.

陳情原文 平成 23 年 12 月 1 日の建設委員会にて、付託されたばかりの陳情を
審査もなしに不採択とした許され難い委員会運営が行われました。

それは平成 23 年 11 月 29 日に建設委員会に付託された受理番号第 62 号『ス
ーパー堤防に代わる「地中連続壁工法」での堤防強化を求める陳情』でした。

委員会では第 62 号の審査の前に、委員長が執行部に「(スーパー堤防の工法を)
区の権限で代えられるのか」と問い、執行部は「権限は国にある」と回答し、それ
を受けて委員長は「区の権限外は扱えない」として、その取扱いについて各会派の
意見を聞き、審査を求めないまま、その場で採択少数の結論で不採択としたもので
す。

これは区の行政・議会が、陳情の中身を住民の意向にたって斟酌し、住民からの
提案を真摯に受けとめる、という開かれた議会運営とは無縁のものであり、江戸川
区議会の民主的運営に反するものではないでしょうか。

私たちは、このように審査することなく門前払いをするようなことを繰り返さ
ないためにも、議会運営の改善を求めます。そして、区の権限外だからといって葬
り去らずに、住民の意向として審議し、国に提案を働きかけるような開かれた議会
運営を求め、委員会の民主的運営を要望し、改善されますよう陳情します。